**第12条　法の下での平等な承認の指標例****(JD仮訳)**

あらゆる場面で法の前の平等が承認される権利

**特質**

・　普遍的な法的能力\*

・　支援つき意思決定\*\*

・　支援の提供に関する保護措置

**構造指標**

**12.1** 次の法律が制定されていること。

- 他者と平等な立場で法的関係を作り、修正し、終了する障害のある人の能力を認める

- 生活のあらゆる側面で、障害のある人の権利と法的能力の行使を、妨害から保護する

- あらゆる形態の代理意思決定を廃止する**[[1]](#endnote-1)**

- 公私の関係者(actors)に、個人の法的能力の行使を常に**[[2]](#endnote-2)**尊重することを要求する

- 法律上または実務上の個人の法的能力の制限に対して、あるいは、実際のまたはあると思われた機能障害に基づいて意思決定を尊重しなかった場合に対して、それを覆して救済するための迅速かつ効果的な救済措置を提供する。

**12.2** 法律または規則には、以下のような規定がないこと。

- 実際のまたはあると思われた機能障害に基づいて、障害のある人の法的能力を制限する**[[3]](#endnote-3)**

- いかなる権利に関しても、実際のまたはあると思われた機能障害に基づいて、法的能力の享受および行使を制限する**[[4]](#endnote-4)**

- 法的能力を回復させる目的のものを含め、障害のある人の法廷へのアクセスを制限または拒否する

**12.3** 次の法律が制定されていること。

- 支援つき意思決定の仕組みを認定し、それが本人の自律性、意思、選好を尊重し、すべての人が利用できるようにしている

- 非公式および公式の支援の仕組みが利用可能で、利用しやすく、適切であり、様々な支援つき意思決定事業の創設と実施が保証される

- 支援を求める個人による支援者と支援の仕組みの利用を認める

- 公式の仕組みについては、本人の意思と選好に沿わないとされる場合には、支援者の行動に異議を唱えるために、支援者の身元を確認する仕組みを確立する**[[5]](#endnote-5)**

- 支援と意思決定の事前計画(advance planning)が含まれ、そこでは事前指示の発効する時点と効力を持つのを終わる時点を関係者が決める**[[6]](#endnote-6)**

- 支援関係を拒否/変更する権利を規定している

- 利害の衝突、不当な影響力、支援の仕組みの濫用に対する保護措置を規定し、提供される支援が支援を求める個人の権利、自律性、意思、選好を尊重することを保証し、違反に対する救済措置を備え、関係する人々との協議をふまえた支援の仕組みに関する定期的な報告と評価を設ける

- 障害のある人に提供される支援の種類と程度を決定する際の「最善の利益」の概念を廃止する

- 法的能力の行使を必要とするすべての状況で、アクセシビリティと配慮義務を確保する**[[7]](#endnote-7)**

- 多様なコミュニケーション方法**[[8]](#endnote-8)**を用いて本人の意思や選好を決定するための多大な努力をした結果、それが不可能であった場合にのみ、本人の意思や選好を解釈することを認める

**12.4** 法的能力が制限されている人と法的能力の回復に関するデータを収集する義務を法定すること。性別、年齢、障害、居住の場**[[9]](#endnote-9)**、地理的位置、移住者の地位、マイノリティ／先住民の背景などで区分して集計。

**12.5** 法教育（大学やその他の教育機関）の中で、障害のある人の法的能力の権利と意思決定支援の権利に関する必修のコースを設けること。

**プロセス指標**

**12.6** 法的能力の回復を求めるプロセスにおける手続き的配慮および年齢に応じた配慮の要請の数と、それが認められ、提供された割合。

**12.7** 法的能力が制限されている障害のある人**[[10]](#endnote-10)**のうち、公的機関から法的能力が回復された／回復させることができるとの通知を受けた者の数と割合。

**12.8** 公式および非公式の支援の仕組み**[[11]](#endnote-11)**、本人の意思と選好に応じた支援の変更／終了、支援を拒否する権利を網羅した、支援つき意思決定の質的基準があること。

**12.9** 障害のある人の法的能力行使のための支援つき意思決定を提供するプログラムに予算が割り当てられ、費やされていること**[[12]](#endnote-12)**。

**12.10** 多様な機能障害のグループや構成員のニーズを探り、定義し、そのニーズを満たすために、活動のすべての段階でその集団やその代表組織と緊密に協議しながら、研究と開発が行われていること**[[13]](#endnote-13)**。

**12.11** 幅広い当事者中心の支援を提供する、実際使用されている事業数とサービス件数。支援の種類と程度別に集計。およびその利用者数。性別、年齢、障害、居住の場**[[14]](#endnote-14)**、地理的位置別に集計**[[15]](#endnote-15)**。

**12.12** 事前計画についての研修を含め、本人の意思と選好を尊重した障害のある人の意思決定の支援を提供するための研修を受けた人の数。

**12.13**本人の意思および選好に従った事前計画を立てた人の数。性別、年齢、障害、および事前計画の対象となる事項別に集計**[[16]](#endnote-16)**。

**12.14**公式または非公式の支援体制の監視のための仕組みと手順（手続き）があること。その監視のプロセスには障害のある人の参加（障害のある人を代表する組織による参加を含む）が確保されている。

**12.15** 障害のある人、公証人、裁判官・裁判所職員、医療提供者、金融サービス提供者、その他法的能力の行使に関与する者(支援者、家族、地域社会)を対象とした、障害のある人の法的能力の権利および意思決定のための支援を求める権利に関する啓発キャンペーンおよび活動**[[17]](#endnote-17)**。

**12.16** 障害のある人の法的能力の権利および意思決定支援を求める権利について研修を受けた裁判官、公証人、その他の法律関係者の数と割合。職種別に集計。

**12.17** 法の下での平等な承認、支援つき意思決定および法的能力の行使のための保護措置に関連する法律、規則、政策および事業の設計、実施および監視に、代表組織を通じての関与を含め、障害のある人の積極的な関与を確保するために実施された協議プロセス**[[18]](#endnote-18)**。

**12.18** 法律上または実務上の法的能力の行使に対する制限、またはCRPD第12条のその他の違反を主張する苦情で受理されたもののうち、調査され裁定されたものの割合。そのうち、苦情を訴えた者に有利に裁定されたものの割合。そして後者のうち、政府および／または責任を負う者（例：私立学校）によって裁定内容が遵守されたものの割合。苦情処理の制度別に集計。

**成果指標**

**12.19** 法的能力を公的に（完全または部分的に）奪われた障害のある人の数**[[19]](#endnote-19)**。性別、年齢、および障害別に集計。

**12.20** 法的能力が完全に回復した障害のある人の数。性別、年齢、障害別に集計。

**12.21** 意思決定のための支援を正式に要請した人の数と、それを受けた人の割合。性別、年齢、障害別および受けた支援の種類/期間別に集計。

**12.22** 支援つき意思決定の要求が満たされたと報告している障害のある人の数と割合。性別、年齢、および障害別に集計。

**付属資料**

\*普遍的な法的能力(universal legal capacity)とは、他の人と平等に法的能力を享受し、かつ行使することを含む。CRPD委員会の[一般的意見1号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/1&Lang=en)、障害者の権利に関する特別報告者報告書、[A/HRC/37/56](https://undocs.org/en/A/HRC/37/56)、13-22項参照。

\*\*「支援」(support)とは、非公式なものと公式なものの両方を含む広義の用語で、その種類や程度は様々である。それは、様々な個人の様々な状況や選択に対応する幅広い手段を包含するものでなければならない。一人の個人は、互いに補って機能する複数の異なる支援の利用を選択することができる。支援は、ある種の意思決定のための法的能力の行使を支援するために、1人または複数の信頼できる支援者を選択することでもよい（例：ピアサポート、自己権利擁護支援）。障害のある人が法的行為や社会的取引を行うことを可能にするためのユニバーサルデザインやアクセシビリティに関する措置を含んでいてもよい。事前計画（例：事前指示書）を含んでいてもよい。非言語的な形態を含む多様な非従来型のコミュニケーション方法の開発と認定でもよいし、それらを最もよく理解できる言語／形態で利用できるようにしてもよい。CRPD委員会の[一般的意見1号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/1&Lang=en)および障害者の権利に関する特別報告者の報告書[A/HRC/34/58](https://undocs.org/en/A/HRC/34/58)を参照。

（翻訳・佐藤久夫、藤原早織）

1. 意思決定のスキルの評価に関してなされたものを含む。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 精神的苦痛の状況下で行われるものを含む。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 全面的または部分的な後見、司法による宣告、保佐、その他の代理意思決定制度を含む。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 結婚する権利、家族をもつ権利、親権を行使する権利、性と生殖の健康および権利、投票権、選挙に立候補し議員になる権利、医療およびリハビリテーションサービスにおいてインフォームド・コンセントを与え、撤回する権利、司法へのアクセス権、契約の締結の権利、財産の所有または相続の権利、銀行ローン、住宅ローンおよびその他の金融信用への平等なアクセスを含む自分自身の金融を管理する権利などについて、

- 障害のある人の法的能力や特定の権利の完全な享受・行使に対する例外を設ける。

- 障害のある人による法的能力または特定の権利の行使に特別に不利な影響を与える、障害に関して中立的な対応を生み出すことを含む。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 当人によって正式に選ばれた支援者の法的承認は、利用可能でアクセス可能でなければならず、国家は、特に孤立していて、地域社会で自然発生的に行われる支援にアクセスできない可能性のある人々のために、支援の創出を促進する義務を負っている。これには、第三者が支援者の身元を確認するための仕組み、および支援者が当事者の意思および選好に沿って行動していないと第三者が考えた場合に支援者の行動に異議を唱える仕組みが含まれなければならない。CRPD委員会の[一般的意見1号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/1&Lang=en)、29項を参照。 [↑](#endnote-ref-5)
6. CRPD委員会の[一般的意見1号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/1&Lang=en)、17項参照。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 法的手続き、健康管理、金融取引など。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 非言語的なコミュニケーションの形態を含む。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 施設、地域社会、家庭内など。 [↑](#endnote-ref-9)
10. 全面的または部分的な後見、司法による宣告、保佐、その他の代理意思決定制度の下にある場合。 [↑](#endnote-ref-10)
11. 支援の種類にかかわらず、質の基準が適用できる。 [↑](#endnote-ref-11)
12. 多様な機能障害のグループや構成員のニーズに対応して、当事者自身の視点から見て適切で受け入れられるような、様々な支援つき意思決定制度の作成と実施を可能にするための市民団体への財政的・技術的支援の提供を含む。 [↑](#endnote-ref-12)
13. 意思決定における公式・非公式の支援に関する試行プロジェクトや、障害のある研究者や障害のある人の組織を含めたピア・サポート・ネットワークを含む。 [↑](#endnote-ref-13)
14. 施設、地域社会、家庭内など。 [↑](#endnote-ref-14)
15. 支援の種類と程度、年齢、ジェンダー、機能障害の種類、利用者(施設内利用者を含む)の地理的位置で区分。 [↑](#endnote-ref-15)
16. 例えば、事前指示書には、将来の感情的な危機にどのように対処するか、および／またはそのような特定の状況において彼らを支援する者を指名する、および／または個人的、家系伝来的、財政的な問題に関する指示を含めることができる（CRPD委員会の[一般的意見1号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/1&Lang=en)、17項。[A/HRC/37/56](https://undocs.org/en/A/HRC/37/56)、32項参照）。 [↑](#endnote-ref-16)
17. 啓発キャンペーンや活動には、次の情報が含まれるべきである。苦難の状況下での意思決定を含め、意思決定が常に尊重される権利、自由なインフォームド・コンセントを得る権利、支援つき意思決定のための戦略、濫用に対する保護措置、合理的配慮の提供を含む法的能力における非差別、家族や地域社会における非公式な代理意思決定や強制的な介入の防止と排除。 [↑](#endnote-ref-17)
18. この指標では、CRPD第4条3項およびCRPD委員会の[一般的意見7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)に沿って、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関連する政策決定プロセスに障害のある人を関与させるために公的機関が行った具体的な活動（協議会合、技術的説明会、オンライン意見調査、法や政策の素案への意見募集などの参加方法と仕組み）を検証することが必要である。この観点から、国は以下のことを行わなければならない。

- 協議プロセスを透明でアクセスしやすいものにする

- 適切でアクセス可能な情報を提供する

- 障害者団体の自由な意見の表明に対して、情報を保留したり、条件をつけたり、妨げたりしてはならない

- 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める

- 早期かつ継続的な参加を確保する

- 参加者の関連費用を負担する [↑](#endnote-ref-18)
19. 全面的または部分的な後見、宣告、保佐などの代理意思決定制度を通じたものを含む。 [↑](#endnote-ref-19)